第４１回大阪府障がい者施策推進協議会　議事録

日時 平成２９年５月２５日（木曜日）

午前10時から12時

場所 KKRホテル大阪　2階　白鳥の間

出席委員（五十音順、敬称略）

（一社）日本筋ジストロフィー協会大阪支部長 　　秋葉　竜太

（一財）大阪府身体障害者福祉協会会長 　　　　　　嵐谷　安雄

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会代表幹事 　　井上　泰司

（公社）大阪聴力障害者協会会長 　　　　　　大竹　浩司

（一社）大阪精神科病院協会会長 　　　　　　河﨑　建人

（公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長 　　倉町　公之

桃山学院大学社会学部社会福祉学科准教授 　　黒田　隆之

（社福）大阪府社会福祉協議会会長 　　　　　　小西　禎一

（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長 　　　　　　坂本　ヒロ子

京都光華女子大学健康科学部医療福祉学科教授 　　佐々木　勝一

（一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長 　　　　　　髙橋　あい子

（特非）大阪難病連理事長 　　　　　　　　　　丹波　一夫

弁護士 　　　　　　　　　　　　　　　　　　辻川　圭乃

大阪ともだちの会 全国本人活動連絡協議会 　　壷井　一平

（社福）精神障害者社会復帰促進協会理事長 　　殿村　壽敏

武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授 　　新澤　伸子

（社福）四天王寺福祉事業団四天王寺太子学園施設長　原　健一郎

大阪自閉スペクトラム症協会理事 　　　　　　福田　啓子

大阪府市長会健康福祉部会長（大阪狭山市長） 　　古川　照人

障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議議長　古田　朋也

* 関西学院大学人間福祉学部名誉教授 　　　　　　牧里　毎治

（一社）大阪知的障害者福祉協会会長 　　　　　　松上　利男

（公社）関西経済連合会労働政策部長 　　　　　　三村　典子

大阪府障がい者スポーツ協会事務局長 　　　　　　宮村　誠一

　◎　会長

○事務局

それでは、まだお見えでない委員もいらっしゃいますが、定刻になりましたので、ただ今より「第４１回　大阪府障がい者施策推進協議会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

　それでは、まず、開会にあたりまして福祉部長の酒井より一言ご挨拶を申し上げます。

○事務局

おはようございます。福祉部長の酒井です。委員の皆様におかれましては、本日はご多忙のなか「第４１回　大阪府障がい者施策推進協議会」にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。何点か少しご報告をさせていただきます。まず、いわゆる手話言語条例につきましては、昨年１０月の同協議会におきまして部会のご報告をお認めいただきました。その後、条例案の設置をいたしまして、府議会でご審議を賜り、今年の３月２９日に大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例として、公布施行をされました。

条例に基づきます大阪府ならではの取組といたしまして、聴覚に障がいのある方々が乳幼時期からその保護者や家族とともに手話を習得することのできる機会、これをきちんと確保していこうということでございますので、関連する施策に力を注いでまいりますほか、学校、事業者による手話の習得の機会の確保による支援などに取り組んでまいりたいと存じております。

また、社会参加促進センター、盲人福祉センター、谷町福祉センター、いわゆる福祉３センターについてでありますが、これらの施設の老朽化、バリアフリー化などに対応するための移転集約につきましても、同じく昨年１０月のこの場で審議を賜りました。昨年度、「福祉関連情報・新コミュニケーション支援拠点」、これも仮称でございますが、基本計画の策定を完了し、今年度からはいよいよ設計作業に入ってまいります。今後とも平成３２年度早期のオープンに向けまして、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、現在大阪府では、２０２５年の日本万国博覧会の誘致に取り組んでいるところであります。そのテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」であります。このいのち輝くという言葉は、障がいがある人もない人も一人ひとりが人間（ひと）として尊重され、その人たちと生き、そのことをしっかりと支える社会づくりにつながっていくものと考えています。

　そして、障がい者の自立と社会参加を支えるユニバーサルデザインと新たな技術革新に期待がますます高まってまいります。委員の皆様におかれましては、本日の障がい者施策推進のみならずさまざまな場面におきまして、大阪での日本万博開催に向けてご支援を賜りますように、この場をお借りしてお願いを申し上げます。

　本日の議題は、第４次大阪府障がい者計画の見直し意見具申（案）について、第５期障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画の成果目標に係る大阪府の考え方について、大阪府障がい者自立支援協議会との機能の整理について、この３点を協議させていただきます。いずれもこれからの計画づくり、施策の推進体制のあり方に関わる重要なテーマであります。

それでは、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局

　酒井部長におきましては、公務のためここで退席させていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

○事務局

　どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

　現在の委員につきましては、配布しております名簿のとおりでございます。本日は、現時点におきまして委員数３０名のうち過半数でございます２２名にご出席いただいております。大阪府障がい者施策推進協議会条例第５条第２項の規定によりまして、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

　また、昨年度末に多くの委員の任期が満了し、今年度から引き続きご就任いただいているところですが、今回から新たにご就任いただいた委員の方についてのみお名前をご紹介させていただきます。

　障がい者（児）を守る全大阪連絡協議会代表幹事でいらっしゃいます、井上委員でございます。

　桃山学院大学社会学部社会福祉学科准教授でいらっしゃいます、黒田委員でございます。

　京都光華女子大学健康科学部医療福祉学科教授でいらっしゃいます、佐々木委員でございます。

　精神障がい者社会復帰促進協会理事長でいらっしゃいます、殿村委員でございます。

　大阪府市長会健康福祉部会長であり大阪狭山市長でいらっしゃいます、古川委員でございます。

　関西経済連合会労働政策部長でいらっしゃいます、三村委員でございます。

　大阪府障がい者スポーツ協会事務局長でいらっしゃいます、宮村委員でございます。

　続きまして事務局でございますが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

　次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧いただけますでしょうか。

　本日の次第

　配席図

　委員名簿

　資料１　大阪府第４次大阪府障がい者計画の見直しについて　意見具申（案）

資料２－１、２－２　障がい福祉計画、障がい児福祉計画の成果目標に関する大阪府の基本的な考え方

　資料３　障がい者施策推進協議会と障がい者自立支援協議会の機能について

　資料４　大阪府障がい者施策推進協議会要綱（案）

　参考資料　基本指針の全体像と主なポイント

参考資料１　障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援の円滑な実施を確保するための基本的な指針

　参考資料２　平成２８年度大阪府障がい者生活ニーズ実態調査の調査結果

　参考資料３　本協議会の条例

　参考資料４　本協議会の関係する部会の名簿

　そして、委員の皆様のみ自閉スペクトラム症協会の冊子であります『いとしご』と、皆様の本協議会の委嘱状を封筒に入れてお配りしておりますので、またご確認をよろしくお願いいたします。資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき本協議会も原則として公開しております。また、配付資料とともに委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名については記載いたしませんので、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

次に、この会議におきましては手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員、点字資料を使用されております視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際にはその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるようゆっくりとかつはっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料につきましては、墨字の資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等ご配慮をお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきまして牧里会長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○牧里会長

おはようございます。今日は会議次第にございますように、大きく３点ございます。限られた時間の中でこの三つのかなりボリュームのある内容を検討していただかなくてはなりません。できるだけ多くの皆さんからご意見を頂戴したいので、簡潔にご意見をおっしゃってください。

　それでは早速ですが、議題１です。「第４次大阪府障がい者計画の見直し　意見具申（案）について」、お諮りしたいと思います。これにつきましては、第３９回の本協議会におきまして、中間見直しの評価の部会を設置し、そこで精力的に中心的に検討していただくことをお認めいただきました。１年かけて検討された案が今日出てまいりました。

今日は欠席なのですが、大谷部会長を中心に検討していただきました。これについて皆さんからご意見をいただき、もし、お認めいただけるのであれば、最後に大阪府に対する意見具申として提出したいと考えております。

　それでは早速ですが中身の要点を解説していただいて、そのあと皆さんからご意見をいただきたいと思います。事務局の説明をお願いします。

○事務局

　大阪府障がい福祉企画課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。では、座って説明させていただきます。

　皆様、お手元にお持ちの資料１をご覧ください。こちらが先ほど牧里先生からご紹介いただきました本協議会に設置した障がい者計画見直し検討部会におきまして、昨年度１年間にわたってご議論をいただいてまいりました意見具申（案）となっております。この意見具申（案）の最後のページでございます。点字版では１２５ページになります。こちらにこの部会の委員の先生方２０名のお名前を記載させていただいております。その１ページ前でございます。点字版では１２３ページに記載しておりますとおり、全８回にわたりましてご議論をいただきまして、この意見具申（案）を取りまとめていただいたということでございます。

　それでは、中身を簡単にご紹介させていただきます。まず、２ページをご覧ください。点字版では４ページです。ここの部分で、なぜ今回、計画の見直しを行ったのかといった経緯等を記載させていただいております。その中で４ページでございます。点字版では１３ページの下になります。そして、ルビ版では７ページの中ほどになります。そこの②です。状況の変化でございますとか、計画期間がおよそ半分経過するこれまでの大阪府の取組の進捗状況、そして、平成３０年度から第５期障がい福祉計画を策定いたしまして、現計画に反映する必要があるということを踏まえ、より一層実行性のある計画とするため計画の見直しを行ったということで記載させていただいております。

　それでは、６ページをご覧ください。点字版では１７ページ、ルビ版では９ページになります。本検討部会におきまして、計画のどの部分を中心に議論を行っていただいたのか記載しているところです。第２章でありますとか、第３章第１節に掲げております基本理念、基本原則につきましては、最大限尊重することといたしまして、第３章第２節、太枠で囲んでいるところですが、生活場面ごとに大阪府が取り組むべき事項につきまして記載した部分について、検討を行っていただくことといたしました。

　次に、７ページ以降でございます。点字版は１８ページ、ルビ版では１０ページになります。ここからは生活場面ごとに委員の先生方から出していただいた意見を網羅的にまとめて掲載させていただいております。

まず、生活場面１「地域やまちで過ごす」場面につきましては、大きく７つのカテゴリーでご意見をいただいたところです。まず１つ目は、点字版では２０ページ、ルビ版では１１ページになります。入所施設から地域生活への移行というテーマにつきまして。次に、点字版では２８ページの下辺り、ルビ版は１３ページです。精神科病院から地域生活への移行といったテーマ。次に、点字版では２７ページの中ほど、ルビ版では１５ページ、墨字版では１０ページです。住まいの場の確保でございます。

　次に１１ページです。点字版は３０ページ、ルビ版は１７ページです。４といたしまして、地域生活支援拠点等の整備ということでございます。同じく１１ページです。点字版では３３ページ、ルビ版では１８ページです。５といたしまして、相談支援に関すること。次に１３ページです。点字版では３６ページ、ルビ版は２０ページです。６といたしまして、地域のネットワークについて、点字版は３９ページ、ルビ版は２２ページになりますが、７といたしまして、まちでの快適な生活ということで、バリアフリーや福祉のまちづくり、ホーム柵などについてのご意見をいただいております。

　次に１５ページをご覧ください。点字版では４０ページ、ルビ版２４ページです。生活場面２「学ぶ」ということでございます。こちらにつきましては、九つの課題について大きくご議論いただきました。まず、１といたしまして、点字版では４２ページ、ルビ版では２５ページですが、発達障がい児者支援の充実といったこと。それから１６ページ、点字版は４５ページ、ルビ版は２７ページですが、放課後等デイサービス支援の質の向上。また、１８ページございます。３といたしまして、インクルーシブ教育の充実、それから、そのあと幼児教育の充実、小中学校教育の充実、後期中等教育の充実、支援学校の支援の充実、自立に向けました教育の充実。そして、最後２１ページ、点字版では６０ページ、ルビ版では３５ページになりますが、地域で「学ぶ」といった観点でのご意見を頂戴しております。

　続きまして２２ページです。点字版は６０ページ、ルビ版は３６ページです。生活場面３「働く」という場面です。こちらにつきましては、大きく四つの課題についてご意見を頂戴いたしました。一つ目が障がい者雇用の拡大ということでございます。次に２３ページです。点字版では４５ページ、ルビ版は３８ページです。２といたしまして、障がい者の就労促進。次のページです。点字版では６７ページ、ルビ版は４０ページです。障がい者の職場定着支援に関するご意見でございます。最後、４といたしまして、工賃水準の向上につきましてのさまざまなご意見を頂戴したところでございます。

　次に２６ページでございます。生活場面４「心や体、命を大切にする」ということで、医療に関する場面ということでございます。こちらにつきましては、大きく四つのカテゴリーに関するご意見をいただきました。まず、一つ目が、点字版では７４ページになります。医療サービスの充実といった観点からのご意見。次に２７ページです。点字版は７６ページ、ルビ版は４６ページです。医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者への支援の充実ということでの観点です。三つ目としましては、高次脳機能障がい児者支援の充実といったこと。それから２９ページにまいりまして、点字版は８３ページ、ルビ版は５１ページにございますが、悩みの相談といった点。

それから３０ページでございます。生活場面５「楽しむ」ということでございます。こちらにつきましては、スポーツ活動でございますとか余暇活動、それから社会参加といった観点でのご意見を頂戴したところです。

　次に３３ページ、点字版は９０ページ、ルビ版は５５ページです。こちらは最後の生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」ということで、七つのカテゴリーにつきましてさまざまなご意見をいただいております。まず、一つ目が障がい者、そして、障がいについての広報・啓発ということで、障がい理解に関するご意見。そして二つ目が、３４ページ、点字版は９６ページ、ルビ版は５８ページです。障がい者差別の禁止に関するさまざまな配慮等に関するご意見をいただきました。

そして三つ目が、障がい者虐待等の禁止につきまして。それから四つ目といたしまして、権利擁護の充実ということで、成年後見制度や意志決定支援といった観点につきましてご意見をいただいているところです。それから３７ページ、点字版では１０３ページ、ルビ版は６２ページです。防災への推進ということで、こちらは熊本地震等を受けまして、福祉避難所の指定でございますとか、避難所における配慮等に関するご意見をたくさん頂戴したところでございます。

　続きまして３９ページ、点字版では１１０ページ、ルビ版では６７ページです。防犯の推進といった観点についてのご意見。そして、最後ですが３９ページ、点字版では１１１ページからです。十分な情報、コミュニケーションの確保といった観点でのご意見を頂戴し、取組をさせていただきました。

４７ページ以降、点字版では１１６ページ、ルビ版では７１ページです。

ここからは、このような生活場面以外の重要な事項ということでいただいたご意見を記載させていただいております。まず、１点目でございます。この第４次障がい者計画の計画期間に関するご意見でございます。第４次大阪府障がい者計画につきましては、平成２４年から３３年度までの１０年間の計画になっておりますが、この障がい者計画の一部として位置づけております障がい福祉計画の計画期間は３年となっております。

　このあと議題２でもご議論いただくことになりますが、第５期障がい福祉計画、そして、第１期障がい児計画の計画期間が平成３０年から３２年度までの３年間となりまして、そのあと続く第６期障がい福祉計画が、平成３３年度から始まることになっております。

障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児計画といったものは、一体的に運用されますことで計画の実行性の確保でございますとか進捗管理、そして、効果検証が有効に行われることができるということからも、同時期に一貫性を持って策定されることが望ましいということでございます。従いまして、第６期障がい福祉計画と第５次障がい者計画の始期を平成３３年度に合わせるために、今回、見直しを図っております第４次障がい者計画の計画期間を１年前倒しすることとしまして、平成３２年度末にすべきというご意見をいただいております。

　次に４３ページをご覧ください。点字版では１１９ページ、ルビ版では７３ページです。こちらに第３といたしまして、すべての生活場面にまたがる課題への対応ということで記載しております。計画の検討部会では、先ほどご紹介いたしましたように、六つの生活場面ごとにご意見をいただいたわけですが、各生活場面共通の課題といたしまして、ネットワークの構築強化や人材育成の観点、障がい理解の問題、そして、合理的配慮といったキーワードが繰り返し指摘いただいたところでございます。このような課題の具体的な地域につきまして、地域格差の是正といった視点も含めて、広域行政を担う大阪府としてどのように支援していくのかという視点が新たに必要ではないかというご意見を頂戴しております。

　つきましては、地域をはぐくむという観点から、大阪府として推進すべき取組を記載する新しいセクションを設けてはどうかというご提言をいただいて、この意見具申のまとめとしていただいたところです。

以上、計画検討部会で取りまとめていただきました本意見具申（案）につきまして、親会であります本協議会におきましてご了承いただき、大阪府への提言ということで取りまとめていただきたいと考えているところです。ご理論のほど、よろしくお願い申し上げます。

○牧里会長

はい。それではこの見直し（案）について、皆様からご意見、質問も含めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

皆さん、おはようございます。自分は部会に入っておりまして、いろいろ意見を出させていただきしたので、一つだけ追加させていただきたいのですが。

この部会の議論では少し間に合わなかった点ですが、今、ちょうど国会で「精神保健福祉法」の議論がなされているかと思います。この前の相模原の事件を受けて何か精神障がいが原因だったみたいに言われ、措置入院の仕組みの強化、そこから退院後の監視の強化みたいな形で進められてしまうのではないかという点について、障がい者団体をはじめ多くの関係者が大変危惧されているところかと思います。

　それについて大阪府としての見解とか姿勢というのは、この部会では議論できませんでしたので、そのようなことに対して監視を強めるのではなく、地域での支援を充実させてみんなで支えていくのだという姿勢を、改めて長期計画では設けていただきたいと思っております。意見具申（案）をさらに加筆してくださいということではありませんので、その点だけお願いしたいと思います。

○牧里会長

はい。取りあえず幾人かの方々からご意見を頂戴しましょうか。ある程度まとまったところで、それぞれ事務局で意見があるところはおっしゃっていただく、補足説明はあとでお願いしたいと思います。ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員

今回の具申（案）につきましては、非常に重要なところをさまざま議論されておられ、まとめていただいたことに敬意を表したいと思います。

私が確認したいのは、今後の具申（案）が今日の協議会で承認を得れば、先ほどお話しがございましたように大阪府への提言ということになるのだと思いますが、そのあと、一応この中では、平成２９年度中にこの障がい者計画を見直すということになっておりますが、その見直しにあたってどのようなスケジュール、あるいはこの協議会にどのような形で見直しの経緯等々をお示し願えるのかと。そこで意見を述べるということがどのような手順で行われていくのか、それを確認したいと思います。

　それから、もう１点は、先ほどの第４次大阪府障がい者計画、つまりこれの後期計画の計画期間について提言がございました。いわゆる障がい福祉計画との整合性を図るために、この後期計画を平成３２年度までということにし、平成３３年度からは第５次障がい者計画と第６期障がい福祉計画が同じくスタートするという話だったと理解しましたが、この障がい者計画は１０年ですね、そして障がい福祉計画は、これは国のほうで指針を出していますが、確か３年です。そのようにしますと、またそのあと１年ずれるということが想定されますが、それは今後も同じように、そのたびごとにまたこのような議論をしていくのか、この際、大阪府の障がい者計画は９年ということもお考えなのか。その辺りのことを教えていただければと思います。以上です。

○牧里会長

はい。ほかにご意見、ご質問はございませんか。

○委員

今回、非常に分かりやすくなったかと思いますが、８ページから９ページにかけて、精神科病院から地域生活へ移行についてとございまして、それを三つの段階に分けて考えると。入院している段階、それから退院を希望して地域移行までの段階、それから定着した段階。非常に分かりやすいアプローチの仕方だと思いますが、では、これを具体的にどのようにするのかというところが非常に重要だと思います。一応、考え方はいろいろ整理してありますが、これを具体化する段階で私らもいろいろ意見を言わせていただきたいですし、そのような場をぜひ設けて深めていただきたいと思います。

　同じく１３ページのこのネットワークです。精神障がい者のためのネットワークが上のほうに書いていますが、このようなものについても非常に重要な役割を果たすと思いますので、そのようなことについて一生懸命議論させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○牧里会長

はい。ほかはいかがでしょうか。

○委員

一つ教えていただきたいのですが、最後のまとめのところで、大阪府として推進すべき取組を記載するセクションを設けるということですが。

このセクションのあり方なのですが、地域共生社会の今年２月に出されました厚生労働省の報告書によりますと、今まではどちらかと言えば高齢者に偏っていた地域包括ケアシステムを、子どもや障がい者のところにも広げるという方針があると思います。その中に、我が事であり丸ごと縦割りの行政を取っ払って全体で考えていきましょうという方向が示されていると理解するのですが、ここで言われるセクションというのが、どのような形で、例えばここにおられる障がいの運営の中でされるのか、それとも大阪府全体で、高齢者も障がい者も子どももひっくるめた形でのセクションを設けられるのか、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○牧里会長

はい。ほかはいかがでしょうか。

○委員

今、ご意見もありましたように、いろいろな形で地域包括ケアの評価法みたいなものが出て、新たに共生型サービスみたいな提案などもされていて、今国会はどうなるのかまだ見えないところがあると思いますが、いずれにしても我が事・丸ごとという全体的な施策が進んでいきますし、精神障がいについても包括ケアの中に包含していくという方向性が出されていますが、いわゆる地域福祉計画と障がい者計画の関係性は、どのように整理されているのか教えていただきたいと思います。

もう１点は、権利擁護の関係のところで、特に成年後見の推進という形でのご提案をいただいています。ここもいろいろと、今まだ議論をされている最中ですので、意志決定支援みたいなものをどのようにしていくのかということもありますし、なかなか後見人が増えないという状況の中で、市民後見の取組なども進んでいますが、一方で後見報酬の関係の問題などもあり、当事者の預貯金から後見報酬が支払われているという仕組みで、逆に年金収入しかないという方々から言えば、払い続けることができないという状況が発生した場合に、他市では京都府などもそうなのですが、後見報酬の補助金制度みたいなものもつくっておられる自治体もあり、そのことが一定の促進剤になっているという状況もあると伺っています。その辺の議論はどのような形で進められたのかというところも、少し教えていただければと思います。

○牧里会長

はい。ほかはいかがでしょうか。

○委員

先ほどと同じですが、国のほうで丸ごと計画が進んでいるところですが、聴覚の場合でいきますと、いくつか高齢化は非常に大きな問題であるとも言われています。高齢化は障がい者もそこには入ってくる問題であると思います。介護保険などの課題もあります。これは部局が別だということで手が出せないということかも分かりませんが、障がい者計画というものは、大阪府にいる障がい者の方々に対して、生まれたときからずっと生涯責任を持って支援していかなければいけないという意味で、高齢の障がい者に対する計画として、例えば高齢になって介護が必要になったときの相談を付けていくなど、いろいろあると思いますが、その辺りの議論はされたのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○牧里会長

はい。ほかにいかがでしょうか。たくさん出ましたが、ひとまず事務局のご意見等を伺いたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、たくさん出ましたが、発言の順にいきましょうか。大阪府の方針としてどうなのかというご意見でしたが、特に監視ということが強まってしまうのではないかと。もっとそのようなことに対する大阪府としての方針なり指針なり、考え方はどのような議論になっているのか、今後、どのように取り扱うことができるのか、この辺りから入っていきましょうか。

○事務局

　事務局です。具体的なご提言でございますが、意見具申をまとめていただく際には間に合わなかったということですが、今後もこのような施策推進協議会につきましては、今年度は例年２回の実施を見込んでおりますが、今年度は計画の見直しといった大きな課題もございますことから、年４回の開催を予定しております。折々に私どもでまとめていきます計画につきましてもご報告させていただきたいと思っておりますが、その中で、各推進協議会でいただいたご意見を盛り込む、どのような形で事務局として盛り込めるのかという点も考慮しながら進めてまいりたいと思っているところです。

　また、見直しの今後のスケジュールと協議会への報告はどのような形になっているのかということでご質問をいただいておりますが、先ほど申し上げましたとおり、年４回開催させていただく中で随時ご報告させていただきたいと思っております。次回はだいたい９月ごろ、そして３回目が年末、４回目が年度末といった形で、その折々に整理しております改訂状況についてご報告させていただきたいと思っております。

　また、長期計画は１０年です。今回、９年にということでご提言いただきましたが、これを毎回議論するのかというご指摘でございました。こちらの障がい者計画につきましては、法律で計画期間が定められているものではございません。今回は１０年という形で計画を立てさせていただきましたが、次回の第５次障がい者計画を策定する際に、できれば３の倍数がいいのかと思っておりますが、またこちらにつきましても推進協議会の中でお諮りして計画期間を定めたいと思っております。

　また、地域移行について、実際に具体的にどのようにするのかの段階で意見を言っていきたいというご意見をいただいたかと思います。こちらにつきましても、このような折々の形で、皆様のご意見を頂戴する形で施策を進めてまいりたいと存じております。

　それから、新しいセクションのあり方ということで、ご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、高齢であるとか地域全体を見ながら、そして、他の計画との整合性とも図る形で、この障がい者計画という中に設けます、新たな「地域をはぐくむ」という章といいますか、セクションにつきましては、障がいを中心にということではございますが、全体を見据えながらという形で中身を詰めていければと考えているところです。

　そして、地域包括ケアシステムの強化ということに関わりまして、地域福祉計画と障がい者計画との関係性ということでご質問をいただきました。こちらにつきましても、障がい者計画単独で走るとかいうことではなく、他のさまざまな計画とも整合性を保つような形で実施、そして、策定してまいりたいと考えております。

　それから、権利擁護の関係でございます。権利擁護の関係につきましては、このような形で各委員の皆様方からご意見を頂戴し、今後、大阪府としてどのような形で進めていくのかということは、今年度の計画を改定する中で府としても議論を進めてまいりたいと考えております。

　また、ご意見にもありましたように高齢化など大きな問題でございます。この意見具申をまとめていただく中でも、親の高齢化及びご本人の高齢化といった問題もたくさん課題としてご意見を頂戴したところでございます。今後、高齢者の計画等とも整合性を合わせるような形で後期計画の見直し作業を進めていければと考えているところです。以上でございます。

○牧里会長

一応、この障がい者計画と、大阪府でいいますと、地域福祉支援計画といいますか、それとの関係。それから、介護保険事業計画との関係もあります。そのような辺りのいろいろな整理というのは事務局レベルでどの程度進んでいて、例えばこのような協議会で議論すればどのような論点になるのかとか。そのような作業は、ある程度進んでいるのでしょうか。

○事務局

はい。今後、特に障がい福祉計画を策定する際に、高齢の計画でありますとか、医療計画でありますとか、そのような計画が同時に平成３０年から出発するということで進んでいくわけですが、具体的な事務的な整合性の取り方とかいったような話につきましては、今後、具体的にやっていくことになるかと思っております。

○牧里会長

たぶん障がい福祉部局から、介護保険ではこのようなところをもう少し議論してほしいとか、地域福祉計画のほうに、障がい者の観点から言えばこのような点はどうなのかというところを議論してほしい、とかという注文を出すやり方になるのか。あるいは、双方からそれぞれプロジェクトチームか何かをつくって、お互いに何が目詰まりを起こしているのかとか、あるいはこのようなところを連携すれば、もう少し新しい道が開けるよねとか、ということをやらない限りはなかなか進まないと思います。

一挙に総合的にやろうといっても多岐にわたっていますから、たぶんいろいろ混乱もするでしょうし、やはり手堅くいこうと思えば、ある程度重なる部分というか、例えば先ほど委員さんがいいことをおっしゃったのですが、地域福祉は見守り活動をやっているのですね。住民の皆さんと職員の皆さんが、そして、地域包括ケアという一つのセンターがその仕組みを中心にしてネットワーク会議をやる。見守りでいいことをやっていますが、でも問題を解決するときには監視になるかもしれない。

見守りと見張りがあるとすれば、見守りと見張りは全然、違うわけです。これも受け止め方があって、地域の人は見守っているのだけれども当事者は見張られていると。そんなのは嫌だと。この辺りはまさに重なる部分で、お互いにどのように思ってやっているのか、それはまずいのではないかとか、では、それを克服するためにはどのようにすればいいのかとか、というような議論をしなければ、なかなかどこから手をつけていいのか分からないという話になるのではないかと思います。

　それぞれの施策は施策で、法律なり要綱なりに基づいて施策を進めているのだけれども、どうもそれ以外のところはなかなか難しいので手が出しにくいとかということが多いと思います。何も縦割りで物事を進めるのが悪いと言っているのではなく、縦割りで進めなければいけないところもあるのだけれども、それを横割りするときに、どうもそれに見合うだけの仕組みやプロジェクトや実践がないので、いつもバラバラで動いていくという状況になっているのは、たぶん後半からおっしゃった「我が事・丸ごと」でいきましょうと。これは素晴らしい案だと思います。だけど具体化が伴わなければ、我が事というのは人ごと、丸ごとが丸投げになる可能性があるわけです。

そこの具体化のところがポイントになってきますので、では、そこをどのように進めましょうかという。すぐに解決しそうなものと相当時間がかかるもの。すると、これは３年サイクルでは難しいから１０年かけて、それこそホップ、ステップ、ジャンプではありませんが、順番に課題解決を考えていきましょうとか、ということをもっと議論していただかなければ、たぶんこのような議論はルーキーとか新しい方というか、いつも出てくる話なので、もう少しそれを打破するためには何か重なる部分を少しお互いに出し合いましょうとか、それがまた評価につながってきたりしますので、施策にどのように反映できたのかとか、というように思いますがいかがでしょうか。

私が言ってもいけませんが、考えていなければ考えていませんでもいいですし、これから考えますでもいいですし。

○事務局

　貴重なご意見ありがとうございます。このようないただいたご意見を真摯に受け止めまして、私どもも課題認識を持って進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○牧里会長

それ以上、言えないかもしれませんが。はい、どうぞ。

○委員

今日の見直し（案）でいいますと、４２ページです。この計画期間の整合性の話が図で示されておりまして、私が事前にお話を聞いたときに、障がい児の計画は今度のブロックでされていませんが、三つの計画の関係を図示してくれませんかとお願いして書いてもらったのです。

今のお話に関連して、これ以外にもたくさんの計画を大阪府としてお持ちだと思いますので、今、会長からもご指摘がございましたが、一度福祉に関わるべく、あるいはその外縁部で関係する計画があるかも分かりませんが、全体像はどのようになっているのかということを一度ぜひ整理していただいて、まずそこから、今回はこの三つの障がいに関わる計画については、まずは計画期間の整合を取りましょうということで踏み出されましたので、ぜひ、そのようなトライをしていただければありがたいと思います。これは答えは結構ですので、ぜひよろしくお願いいたします。以上です。

○牧里会長

はい。補強意見ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。先ほど、皆さんの質問なり意見について事務局からの考え方を少しご紹介いただきましたが、一応、検討するということで、信託をして、一応、この議論は納めていいですか。

では、いくつか意見も出ましたので、これを勘案しながらどのように作業を進めていくのか考えていただきたいと思います。

　では、２番目の議題に移りたいと思いますが、これは障がい福祉計画と新しく障がい児の福祉計画ということが出てまいりまして、特にこの成果目標をどのように定めるのかということについて大阪府で今考えていらっしゃいますので、そのことをご紹介いただいて、それから皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思います。

○事務局

はい。事務局でございます。それでは、皆様お手元の資料２－１と資料２－２をご覧ください。こちらが障がい福祉計画、そして、障がい児計画の成果目標に関する大阪府の基本的な考え方をまとめたペーパーでございます。障がい福祉計画につきましては、３年の計画期間におきまして成果目標でありますとか、活動指標といった数値目標を定めることとされております。現行の第４期障がい福祉計画が、平成２７年度から２９年度を見通したものでございまして、平成３０年度から３２年度を計画期間とする新たな福祉計画を今年度策定することとなっております。

　本計画につきましては、国から策定にあたっての基本指針が示されております。こちらは参考資料１として、皆様のお手元にもお配りさせていただいております。この指針に沿いまして、大阪府そして各市町村がそれぞれ策定するということが定められております。基本的には、市町村が策定した数値を積み上げて大阪府の目標値とすることになるわけですが、この国の基本指針を受けまして、大阪府全体としてどのような方針で目標を設定するのかということを、府として市町村にお示しする案を取りまとめたものが本日の資料になっております。

この２－１のほうが第５期障がい福祉計画、そして、２－２のほうが、今回新たに策定することが定められました第１期障がい児福祉計画に関する資料でございます。本日ご議論いただいたご意見を踏まえまして、６月にこの資料等を基に市町村への説明を行いたいと考えております。

　それでは早速、資料２－１の説明をさせていただきます。障がい福祉計画につきましては、大きく四つの成果目標が掲げられております。まず一つ目が、福祉施設入所者の地域生活への移行、そして二つ目が、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、そして三つ目、地域生活支援拠点の整備、四つ目が福祉施設から一般就労への移行ということでございます。この資料は左の列に成果目標の項目、そして、国の基本指針に掲載されております目標値と考え方について記載しております。右側にこの国の指針を受けました大阪府の基本的な考え方を記載するという構成としております。

　では、１点目の項目、施設入所者の地域生活への移行でございます。点字版は１ページの中ほどからです。この中に二つの目標が設定されております。まず、地域移行者数につきましては、国基準に沿った目標設定としまして、平成２８年度末時点の施設入所者数の９％以上が、平成３２年度末までに地域生活へ移行することを基本といたしまして、市町村ごとに設定することとしたいと考えております。

　続きまして、入所者数の削減でございます。点字版は４ページ、ルビ版は２ページ目に入ります。こちらも国基準に沿った目標設定としまして、平成２８年度末時点の施設入所者から２％以上削減することを基本といたしまして、各市町村において目標設定をいただくことにしたいと考えております。

　続きまして、２点目の報告です。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築でございます。点字版は６ページ、ルビ版は３ページに入ります。まずは新たな目標として掲げることが定められました協議の場の設置ということです。保健、医療、福祉関係者による協議の場につきまして、すべての障がい福祉圏域ごとの協議の場につきましては、国基準に沿いまして、平成３２年度末までに大阪府の目標として設置することとし、市町村ごとの協議の場につきましては、同じく平成３２年度末までに各市町村において設置すべく、目標を設定することとしたいと考えております。

　続きまして、精神病床における１年以上長期入院患者数の減少ということでございます。点字版では９ページです。国の基本指針におきましては、国が提示しております推計式を用いて、平成３２年度末の精神病床における１年以上長期入院患者数を設定することが示されております。この推計式を用いて大阪府に当てはめますと、平成３２年度末の長期入院患者数を７８００人から８４００人程度とすることが必要となってまいりまして、この４年間のうちに１２００人から１７００人程度減少させていかなければならないということでございます。

一方、大阪府におきましては、従前よりこのような長期入院患者減少の取組を積極的に行うことで退院促進を図ってきた結果、現状ではさまざまな理由により簡単には退院することが難しい方が多く残られている状況となっておりまして、国の推計式による目標値を立てるということは、近年の大阪府のトレンドを見ても困難であるということでございます。

そこで、平成２９年度から、今年度からですが、３年間の集中取組期間を設け、大阪府として新たに取り組んでおります「寛解」、「院内寛解」状態にあります中長期入院患者、現在７３０名と把握しておりますが、この方々に退院していただく事業を進める中で、平成３２年度までの４年間で１０００人の長期入院患者を減少させるということとして、平成３２年６月末時点での精神病床におけます１年以上の長期入院患者数を８８２３人としたいと考えております。

　続きまして、精神病床における早期の退院率でございます。点字版は１１ページの中ほど、ルビ版は５ページです。こちらにつきましては、国基準に沿って平成３２年度末までに入院後３カ月時点で６９％以上、６カ月時点で８４％以上、１年時点で９０％以上とすることを目標としたいと考えております。

　続きまして３点目の項目でございます。地域生活支援拠点等の整備ということで、点字版は１３ページの中ほどです。現状、全国的にも整備がまだ進んでいないということで、第４期障がい福祉計画と同様の目標が国からは示されております。大阪府としては、国基準に沿った目標としたいと考えておりますが、ただし、国におきましてはこの第４期中、平成２９年度末までに、各市町村におきましてどのような拠点を整備していくのかについて明らかにすることを現第４期計画の到達地点としておりますので、次期の第５期におきましては、その計画を実現していく期間として、市町村に取組を進めていただくこととしたいと考えております。

　次に４点目です。福祉施設から一般就労への移行ということでございます。点字版は１５ページです。この中には細かく四つの目標が示されております。最初の三つが、一般就労者数の増加、一般就労を支援する就労移行支援事業利用者数の増加、それから、この事業者自体の質の向上と、連動した目標になっております。

　まずは一つ目の目標を飛ばさせていただきまして、二つ目の目標からご説明させていただきます。就労移行支援事業の利用者数でございます。点字版は１９ページです。こちらにつきましては国基準に沿った目標設定といたしまして、平成３２年度末におけるこの事業の利用者数が、平成２８年度末における利用者数の２割以上増加することを目標として設定し、各市町村におきましてもこのような考え方を踏まえて目標設定していただくこととしたいと考えております。

　次に３点目の、事業所ごとの就業移行率の増加ということでございます。点字版では２１ページです。こちらにつきましても国基準に沿った目標設定といたしまして、平成３２年度末までに就労移行率３割以上を実現できる事業所を全事業所の５割以上とすることを大阪府の目標として設定し、市町村におきましても同様の目標設定としていただきたいと思っております。

　すみません。一つ目の目標に戻っていただきまして、点字版では１５ページです。先ほどご説明させていただきました二つの目標を達成することで、一般就労へ移行される方がどのくらい見込めるのか大阪府として算定いたしましたところ、平成３２年度の移行者数は約１５００人が見込まれます。プラス、さらなる取組も考慮いたしまして１７００人、平成２８年度の１．３倍以上を大阪府の目標として設定することとし、各市町村におきましては市町村ごとに按分した数値を下限として目標設定していただくこととしたいと考えております。

　続きまして四つ目の目標でございます。点字版は２３ページです。こちらにつきましては、平成３０年度から新規に始まります就労定着支援事業に関する目標でございます。大阪府といたしましても、本事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率を８０％以上とする国基準に沿った目標とし、各市町村においても同様の目標を設定していただくこととしたいと考えております。

　最後ですが、大阪府が独自に設定する成果目標でございます。点字版は２５ページです。Ｂ型事業所におきます工賃の平均額ということでございます。各事業所において設定いたしました目標工賃を踏まえ、各市町村におきまして目標額を設定していただき、それを積み上げた数値を大阪府の目標額としたいと考えております。資料２－１は、以上でございます。

続きまして、資料２－２をご覧ください。「児童福祉法」の改正により、平成３０年度より新たに策定が義務づけられました第１期障がい児福祉計画の成果目標でございます。こちらは体制整備に係る四つの目標が示されております。

　まず一つ目でございますが、児童発達支援センターの設置です。こちらは国基準に沿いまして、平成３２年度末までに児童発達支援センターを、各市町村に少なくとも１箇所以上設置することを基本といたしまして、市町村に目標を設定していただくこととしたいと考えております。

　二つ目です。保育所等訪問支援事業の実施でございます。点字版は３ページです。国基準に沿いまして、平成３２年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本といたしまして、市町村に目標を設定していただくこととしたいと考えております。

残り二つですが、医療的ケアが必要な障がい児に係る目標になっております。点字版は４ページの後半部分です。まず、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、そして、放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも１箇所以上確保すると国が示した目標ですが、大阪府といたしましては、府内の重症心身障がい児の数が約２４００人であるということを把握しておりますので、この数字と児童発達支援事業所、そして、放課後等デイサービスの事業所の数等と按分する形で、市町村ごとに必要な事業者数をお示しすることで、市町村ごとに目標を設定していただくことにしたいと考えております。

　最後は、医療的ケア児のための協議の場の設置についてということでございます。点字版は６ページの中ほどです。こちらにつきましては国基準に沿った目標設定といたしまして、平成３０年度末までに府レベル、そして、障がい福祉圏域レベル、市町村レベルで保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることとしたいと考えております。

以上、大阪府としての成果目標の考え方につきましてご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい。説明は終わりました。今からご意見、ご質問をいただきたいと思います。どうぞ。

○委員

いくつか少し指摘させていただきます。まず１点目が、施設からの地域移行なのですが、この間、地域移行支援はなかなか停滞して動いておりません。それで、大阪府として１０年ぶりに施設入所者の実態調査が先日行われたところですが、まだそのデータが示されておりませんので、早く示していただければと思います。今、他市のデータなども見ていますが、やはり１０年以上の長期入所者が７０％近くいまして、中には４０年、５０年ずっと施設であるという状況が報告されています。

本人が望んでずっといたというよりは、やはり誰からもアプローチされずに、そのままここで過ごすしかないという形になっているのではないかと思っています。今回、国の指針では、地域移行が平成２８年度末の９％、削減が２％以上とされておりまして、国基準に基づきますと大阪府は４４０人、ただ、今この調査を経てだと思いますが、本人が地域生活を希望し、かつ支援者が地域生活可能と考えている方が３７０人。それをベースにして考えていこうという捉え方だと思いますが、それは少し消極的だと思っております。

今まで毎年２００人を超える候補者がずっとトレンドとしてあったように思いますので、今までのトレンドとも合わせて見ていただきたくて、これからは何十年も施設で暮らさなければならないという状態は何とかできないものかと。長期入所者を段階的にでも減らしていくようなことも思い切って計画し、その９％に足し込んでいくことですとか、平成２９年度末の未達成率を足すとか、あと、障がい児施設でも年齢超過者がたくさんいらっしゃいますが、まだその数も足せないのかとか、そのようにして上積みを検討していただきたいということが一つです。

　それから、地域移行の課題は、この間取組は進んでおりませんので、ぜひ地域移行と地域生活支援拠点の機能について、併せて検討するワーキングを自立支援協議会、あとでも出てくるかもしれませんが設置していただいて、入所者に対するアプローチですとか、報酬改定の問題、受け皿の問題、あるいは施設コンフリクトというような課題についても検討いただければと思っております。

　それから２点目、精神の退院促進ですが、数式を当てはめればすごい数になるということですが、３年間で７００名を超える退院促進を進めようというのが目途で画期的な事業だとは思いますが、８名の広域コーディネーターを配置するとされましたが、今現在何名なのか。このコーディネーターと市町村、それから相談支援ですとか医療機関、受け皿、その辺の役割分担とか連携まで具体化されているのか。それがなければなかなか実際には進みにくいのではないかと思いますので、その辺の具体化の検討もお伺いしたいと思います。

　３点目は地域生活支援拠点についての表記ですが、地域では相談支援をやっていますと、もう親御さんが８０代で本人さんを抱えていてサービス利用もないとか、家族のほとんどが障がいを持っておられるとか、すごくしんどいケース、待ったなしのケースが相次いで報告されております。それで国のほうは、平成３２年度まで先延ばしにしてしまったこととか、国の補助がないことで、各市町村が何をやればいいのか取り組みにくいという状態になっているかと思います。

大阪府では、昨年ワーキングでの報告書で面的整備を基本とするということなのですが、そのイメージもなかなかついていない状況がありまして、ここでの府の指針、考え方（案）でも、平成３２年度末までに整備してくださいという。これも少し消極的だと思っておりまして、国の指針も参考資料１にありますが、それを読んでみますと、国はお金を出さないのですが、第４期、平成２９年度までに設置しない場合は、平成３２年度までに早期に積極的な整備を進めるべきであるという表現もしていますし、都道府県もその促しをしっかりやれということで、平成３２年度まで待っておいたら駄目だというように捉えていると思いますので、ぜひとも大阪府としては、平成３２年度までには大阪府内全域で整備完了を目指す。来年度から１箇所でもこの拠点等の整備を順次整備していくという表現で書いていただければと思います。

　それから、参考資料の２８ページの国指針を見てびっくりしたのですが、グループホームの自立生活援助というのは、活動指標として数値目標化するように言われております。これはまだ内容が示されてないのです。厚生労働省の議論の経過では、これからグループホームは増やせないだろうから、区分１、２の人に出て行ってもらうかのような、そのような議論がなされておりました。だから軽度の人はこれから追い出されるのか、入れなくなるのかという懸念が広まっていたのですが、今回はそれより対象を独り暮らしとか家族の支援がない人、地域移行のケースと、対象が少し広げられているように見えるのですが、これは地域定着支援の今のサービスとほとんど対象は同じなのです。

制度の位置づけとしてもよく似ている。その辺の住み分けはどのようにするのか。対象の振り分けはどのようにするのか。どちらも相談支援でやらなければいけないのではないのか。いろいろな懸念があります。少なくとも軽度を追い出す、入居を拒否するためのものではないということを国に確認しなければ、何か数値目標を先に立ててしまえば、それだけの人数を追い出すのかというようにも捉えかねられない。ハレーションを起こすこともありますので、少しはっきりしない段階では、数値目標は大阪府としては宣伝しないとか、慎重に判断すべきであると思っております。

　最後にすみません。どの市町村に住んでいてもサービスが等しく受けられるように目指したいと。ただ、この前から見ていますと、やはり市町村によりサービスの種別、障がい種別によってまだまだ格差がありますので、その格差の原因とか、その是正策についても併せて検討していただいたり、また、市町村において、このサービスはもういいだろうということで数値目標を上限化することがないようにお願いしておきたいと思います。以上です。

○牧里会長

はい。そのほかの方、ご意見ございますか。はい、どうぞ。

○委員

はい。この施設入所者の地域移行の件で、本人の意向の確認というのは本当に先ほどおっしゃったように、支援者が地域での暮らしが可能になるというようなことなのです。実際問題、私どもの法人で重い知的障がいを伴う、自閉スペクトラム症を伴って、行動障がいを伴う人たちのグループホームを整備して受けているのです。

　可能でないという考え方のベースとして、障がいが重いからとか、現状として難しいというような、支援者の意志にかなり引っ張られた形の数字かと思います。やはり意志決定支援ということも非常に重要ですので、本当に利用者個々の意志決定の支援を含めて具体的な数を、今後出していただきたいというのが一つあります。

その場合、グループホームの整備について、やはり行動障がいを伴うような人たちというのは、新規でグループホームを建てなければ既存の賃貸物件では難しいわけです。もちろん支援にあたっては、支援者の専門性ということも含めた環境の整備が重要になりますので、ここがなかなか、グループホームを新規に整備するというところが非常に難しい課題としてあります。砂川厚生福祉センターも行動障がいの人たちの支援をされていて、その中で地域移行ができると判断されている人がかなりの数いらっしゃると。この間も大阪府の方とそのホームについて話を聞いていたのですが、実際にその人たちが地域移行を可能にするためには、やはり新規のグループホームを立ち上げなければ、要は整備をしなければなかなか難しいと判断していまして、それを民間の事業者が全部負担するということはかなり難しいと。やはり地域移行の問題というのは、グループホームの整備の問題も含めて現状の課題整理も含めて検討していただきたいと。

それから地域生活支援拠点ですが、どうもイメージがまだできていないのです。地域生活支援拠点とはどのようなイメージかというものが持てない状況があり、だから自立支援協議会、私も地元でイメージが持てないのです。行政側も持てていないのです。ですから、具体的なイメージをもう少し大阪府としても示していただくことが重要かと思います。

この事業はかなり専門性が必要な事業だと思います。対象になるのは、やはり被虐待のケースであるとか、行動障がいの人だとか、医療的ケアの必要な、いわゆる重症心身障がい者の人たちの受け皿だとか触法（触法障がい者）の関係です。そのような人たちがやはり支援対象になってくるということになりますと、かなり専門性も必要ですし、計画的に地域でそのような体制整備に向けた取組をしなければ、つくりなさいと言ってぱっとつくれないですし、財政的な支援もないわけなので、この辺については数値目標だけではなく、具体的にそのようなあり方も含めて示していただくことが重要かと思います。以上です。

○牧里会長

はい、どうぞ。

○委員

今、委員がおっしゃったことと重なりますが、私もこれは、地域生活支援は少しイメージが全然湧かなくて、意見具申の報告書の１１ページに書いてありますが、上から１０行目ぐらいです。国が地域生活支援拠点のイメージを明確にしていない中、しかし府としては何か報告書を取りまとめたと書いてあります。ぜひ、それは最終的なものではないとしても、このようなものですということを、大阪府のほうから説明していただければ助かると思いますが、いかがでしょうか。

○牧里会長

はい。どうぞ。

○委員

先程のご意見と重複するところでございますが、資料２－１の１枚目の裏になりますが、この地域包括ケアシステムの構築のところで、さらりと協議の場を原則として設定すると記載がございますが、一見何気なく読んでいますとそんなものかと思うところですが、これは最初の議論にもございましたように、相模原の問題もございましたし、また、牧里会長も監視なのか包括なのかということがよく分からなくなってしまうという、その辺のリスクもあるわけですし、また、具体的に自立支援協議会云々ということもございますが、イメージがなかなか湧いてこないと、そのような状況の中で、ただ、このような協議の場があるということだけでいいのだろうかと思っているところです。

ある意味では関係する機関と申しますよりも、大阪府なり行政が病院協会でありますとか、家族会でありますとか、そのような関連団体と連携していく中で一定の方向性を示していきながら、このような協議の場を地域で具体化していくことをいたしませんと、どのような方向に行くのかということにつきましては、大変私は危惧をしております。このようなことでございます。以上でございます。

○牧里会長

はい。少し時間も押してまいりましたが、どうぞ。

○委員

今の委員のご発言とも関連しますが、確かにここに協議の場という表現なのですが、まず、一体この協議の場で何を協議するのかというところがあまり具体的には見えてこない。国が示しているポンチ絵とかありますが、あれはイメージとしてあのようなことを示しているだけであり、実際ここで何を協議しているのか、それがどのように精神障がいの方が地域の中で自立し、生活するということに対してできるのかというところは、これはたぶん各都道府県、あるいは各自治体、あるいは各市町村、全部さまざま違うのだと思います。ですので、まずこの協議の場を設定するということについては、さまざまな関係団体やあるいは当事者の方は当然のこと、その具体的な協議の場での審議内容等々を含めて、きめ細かくやっていただきたいということが１点です。

　それからもう１点、これも精神に関してですが、今回、精神病床における１年以上の長期入院患者数の減少というところで、一応、今回大阪は平成２９年度からの３年間を重点的な取組とするということで、ほぼ１０００人を減少させていくと。これは非常に実行性のある、あるいは具体的にやれる内容としてこれを示していただいているのは結構だと思います。ただ、ご留意していただきたいのは、今回、国の推計式で出てきた数値というのは、実は並行して行われている医療計画のときにもこの数値が用いられ、かつこれによって基準病床数が算定されるという立て付けになっていますので、障がい福祉計画と医療計画の連携は、今回非常に重要視されていますから、精神については、ここはぜひ大阪府の中では横の関係をしっかり取っていただきたいと。

そのような意味でもう１点、今回、６５歳以上と６５歳未満は区別しないということになりましたが、これは国での議論が６５歳以上と６５歳未満を分けたのは、やはり精神障がい者の入院の方で６５歳以上の高齢になった方、そのような方たちの地域移行を考えていく際に、やはり介護保険制度をどのように利用していくのかということも重要であるというような論点から、このような議論がされてきたと理解しています。

ですから、これは大阪府におかれましても、今の障がい福祉計画、医療計画、そしてもう一つは介護保険計画も今回見直しでございますので、庁内での連携ということは、ぜひよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○牧里会長

少し時間がありませんので、最後にさせていただいていいですか。時間延長はどの程度できるのですか。一応、１２時までに終わりたいと思いますが、それぞれ皆さんご用があったりしますので、もちろん途中で退席していただいていいのですが、協議の場としては延長するということをお認めいただかなければ、この議論をどこまで続ければいいのか少し迷っているのですが。重要なことなのでそのまま頑張っていただくというわけにもいかないと思いますので、いかがでしょうか。２０分ぐらい、時間を決めなければ、それも決めにくいと。３０分は少し長いかもしれませんので、２０分だけ延長させていただくということでお認めいただけますか。

○委員各位

はい。

○牧里会長

それでは話を元に戻しまして、委員からもう少し聞きたいと思います。どうぞ。

○委員

数値目標を立てることには反対ではないのですが、本当に国はこのパーセンテージを根拠のある目標として出しているのか非常に疑問があり、例えば施設入所者の地域生活への移行についても目標をずっと追求してこられたと思うのです。一定のところは進んでいますが、なかなかこれ以上は進まないという状況の、どこに原因があるのかということをやはりきちんと分析された上で、そのことを想定した数値目標にしていかなければ、機械的にこちらの目標があり、そこに対する対策ということは何も打たずに、このまま目標数値を進めましょうというようなことにはならないのではないかと。

そのような点では、例えば施設入所者の全体の減という目標もありますが、実は地域移行をしても逆に新たに入所してくる人たちがいるという状況の中で、なかなか入所施設の実際の減ということが図れない。ここの原因はどこにあって、そうならないように地域移行をすれば、そこから先、そこに入らなくても地域で暮らしていけるという条件をつくっておかなければ、いくら移行、移行といっても、あとからあとから入ってくるのであれば同じではないかと思います。

それぐらいニーズとしては逆に言えばあるのはなぜなのかというところをしっかり分析した上での目標数値にしていただきたいと、加えて、例えば障がい児のところの重症心身障がい児が２４００人いると。これで目標数値をぽんと出して、それではい、はいといって放課後等デイサービスで受け止められるのか。そのような状況を、なぜ目標数値が達成できなかったのかという総括をきちんとした上での目標数値の立て方にしなければ、何か目標数値だけが独り歩きするみたいなやり方は、非常に地域の共感が得られにくいのではないかと思いますし、それから地域生活支援拠点もモデルの提案を見せていただきましたが、市町村に持っていきますと「分からない」とおっしゃいます。

大阪府はこのことについてどこまで役割を果たしていくのか。逆に、国に対しての要望などをした結果を踏まえて市町村への計画の推進ということで、それは工賃を出さなければ、取りあえず出したからあとはしてくださいというような形でこの計画を出しても、全然進まないというのが現実ではないかと思います。その辺の対策を含めた提案で数値目標を決めるべきだと思っております。

○牧里会長

はい。では、どうぞ。

○委員

私も今のご意見と同じところがありまして、子どものほうでは児童発達支援センターを設けるということをおっしゃっていますが、各市町村に行きますと本当に顔が見えないところと、それから児童発達と、この発達という名前で少しまた混乱を起こすような場合があり、障がい児の方々全部をみるということをきちんとお示ししておいていただきたいということです。

　それから、児童発達支援センターで、部門によっていろいろとそれを分かっていただける方がきちんといるということも大事ですし、そのようなところでは、ここにも書いてありますように、市町村単独での設置が困難な場合は、圏域が違うところと一緒にやってもいいということですので、そのようなところでは今、発達障がいのほうは６箇所拠点などできちんとポイント押さえて広めていらっしゃるところもありますので、そのようなところをモデルにしていただいてやっていただければありがたいと思いましたので、よろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○委員

今回、今まで障がいと言えば「者」のことが多かったのですが、「児」のことをここで取り扱っていただけたということは、本当にありがとうございます。文面を見ますと国から言われたみたいな形になっていますが、医療的ケア児であるとか、先ほどのお話なのですが、重症心身障がい児の数の把握、実は把握もできていなかったのです、全く。誰もデータを持っていないところを、大阪府の方が本当にいろいろな取組をされて、やっとここまで持ってきていただけたということにつきましては、本当に感謝しております。ありがとうございます。

少し教えていただきたいのですが、１枚目の児童発達支援センターなのですが、児童発達支援事業所に横出しで、放課後等デイサービスと保育所等訪問の横出しがあり、必須でセンターだという認識がありましたが、センターであってもこの二つの横出し事業をやっていないところがあるということなのかということが、法律上は二つ横出しでしていますので、事業所が二つやってセンターという認識をしていたのですが、その辺のことを教えていただきたいことが一つ。

また、医療児のケアのことについてなのですが、ここでは福祉のお話でずっとやるのですが、やはり実際に関わってきますと医療的なお医者さんであるとか、看護師さんであるとかいう。少しここでは普段は関係のないようなところとの連携がすごく大変だと関わっていて思いますが、地域でやるときにその辺の福祉だけではなく医療的なところとの連携を今後、例えば施設に放課後等デイサービスをしますときに、看護師さんをあっせんしてもらうということでなければ、事業所が自分で看護師さんをどこからか連れてくるなんて現実的には難しいと感じておりますので、その辺りの手当てとかのところを教えていただければありがたいと思います。

○牧里会長

はい。ほかにいかがでしょうか。だいたい出尽くしましたか。今度は一つひとつ皆さんの意見に答えていただくというよりも、もう少し本格的にこれを計画して議論しなければ具体的なイメージが出てこないとか、あるいは何が課題なのか明確化できないのではないか、そのようなことをやったほうがいいという皆さんの希望ではないかと思いますが、

そのような皆さんの意見を踏まえて、事務局で今はこのように考えていますとか、これからこのようにしたいとかいうことがあれば、ご意見をいただきましょうか。

○事務局

生活基盤推進課でございます。何人かの先生方からご質問なりご要望をいただきましたので、われわれの課に関することにつきまして、少しまとめてお答えさせていただきたいと思います。

まず、入所者の実態調査に関するデータの開示についてご要望がございました。これにつきましては、本年２月に府内の入所施設に対しまして調査をさせていただいたところです。全施設からの回答を目指してやっていたのですが、残念ながら１箇所がまだでございまして、現在、ご回答いただいた施設につきましてのデータをほぼ集約している段階でございますので、近々お示しさせていただきたいと考えております。

　２点目ですが、施設入所者の退所については３７０人という、調査によって支援者、利用者がともに地域移行できると考えていることがベースになっているのではないかと、これは少し消極的ではないかというご意見でございます。これにつきましては、われわれといたしましては、利用者の方が「私は地域移行が可能なのだ」と考えていらっしゃって、支援者の方が「いやいや、まだこの方は難しいのではないか」ということが複数ございます。それと支援者の方が「この方は地域移行が可能なのだ」という判断をされている一方で、利用者の方が「まだ少し、明確な意思決定ができない」という方もございます。これらの母数を合わせて９％以上の目標となるように積んでいただきたいと考えております。

　それから３点目ですが、精神障がい者の方の退院促進です。今年度から、大阪府で広域コーディネーターという人材を設置いたしまして、具体的に精神科の病院でありますとか、あるいは市町村、あるいはその対象の方にアプローチをして、それぞれ退院促進に向けたコーディネートをやっていくという事業を今年から始めています。現在のところ当初は８人という計画でございますが、現在まだ国の予算が確定しておりませんので、現在は３人を取りあえず雇用いたしまして、４月から事業をスタートさせているという状況でございます。

　それから４点目、地域生活支援拠点の整備につきましては、この平成３２年度の計画の最終年度まで待つべきではないということです。この整備につきましても、この５月に市町村に対して調査を実施しております。その中でまだ検討を始めていないという市が何市かございますので、そちらの市に対してわれわれは具体的にヒアリング等を行いまして、問題点、あるいは設置促進に向けた協議を一緒に行っていきたいと考えております。

　次に、利用者の施設の退所につきまして、利用者の意志決定の支援を含めて数を出してほしいというご指摘があったかと思います。これにつきましては先ほどもお答えさせていただきましたとおり、調査の集計の中身で、ご本人が「私は退所が可能なのだ」と考えておられる方も含め、それも母数にして目標の数値を今後出していきたいと考えております。

　それから、グループホームを民間に全部負担をしていただくのは難しいのではないかというお話でございます。これにつきましては非常に難しい問題でございまして、地域移行に伴い、その受け皿となりますグループホーム、こちらがメインになるかと思いますが、大阪府としては地域移行を進めるのだという行政としてのトレンドを示すことによりまして、事業者の参入を図っていきたいと。大阪府としてできることといたしまして、住宅まちづくり部さんの協力を得て府営住宅の斡旋に取り組むとともに、市なり事業者の方から、参入にあたっての障壁といいますか問題点が具体的にございましたら、それを集約して国に申し上げていく対応をしてまいりたいと考えております。

　また、地域生活支援拠点のイメージが分からないというご質問がございました。これにつきまして、地域生活医支援拠点は国としましては五つの機能、「緊急時の対応」、これはショートステイということがベースになるかと思いますが、それと「相談機能」、それから人材養成などの「専門性の機能」、地域の協議会のような「体制づくり」と「体験の場」ということになっていますが、われわれといたしましては、昨年１０月に専門家の方にご議論いただきまして、一定の報告書を出していただいたわけでございます。

これにつきましては市町村にも情報提供はしておりますが、今後、市町村とのヒアリングを行います中で具体的なイメージづくりであるとか、課題であるとかそのようなご意見を集約し、国に申し上げるところは申し上げて、大阪府の意見、助言をしてまいりたいと考えております。

　それから、協議会の場を設置すると書いてあるだけではないかというご意見がございました。われわれといたしましては関係団体とも連携を図りながら、その考え方等を示しながら、府域、あるいは障がい福祉圏域、あるいは市町村域での協議会の設置の場を働きかけていきたいと思っております。

　それから、協議の場のところで、審議内容を含めてきめ細かくやっていただきたいというご意見がございます。これはそのとおりでございまして、われわれといたしましても、個々の対象者の方の具体的なケース検討であるとか、そこで生まれる問題等につきまして、具体的にきめ細かい協議が行われるようお願いしていきたいと考えております。

　それから、この数値は根拠があるものなのかと。施設移行がなかなかこれ以上進まないというご意見がございました。これについては、われわれこの目標の母数としましては、先ほどから出ております施設への調査結果に基づいて、市町村なりからアプローチをしていただきたいと考えているところですが、ご指摘のようになぜ進まないのかという検証も併せてやっていきまして、この目標が達成できるように市町村とともに取り組んでまいりたいと考えております。以上かと思いますが、また、何か私がお答えを漏らしているところがございましたらご指摘をお願いしたいと思います。とりあえずは以上でございます。

○事務局

　すみません。引き続き、他の委員の方へのお答えをさせていただきたいと思います。

新たに始まるサービス、例えば自立生活援助についてのサービス料を見込むというのは慎重にすべきではないかというご意見を頂戴しております。そのとおりだと私どもも思っておりますが、このような自立生活援助でありますとか、就労定着支援といった、平成３０年から開始されます新たなサービスの見込み料につきましても、基本的に今回の障がい福祉計画、障がい児福祉計画に盛り込むことが義務づけられております。

大阪府といたしましては、各市町村に対して、サービスの見込み料を積算する際に加味する要素等について考え方をお示しする予定ではございますが、新たなサービスにつきまして、どのように見込むかについては慎重な検討が必要であると考えております。ご指摘いただきました自立生活援助につきましても、まだ、国から制度の詳細が示されておりませんので、国の動きも注視しつつ、今後検討してまいりたいと考えております。続きまして、障がい児の関係で対応させていただきます。

○事務局

　失礼します。地域生活支援課でございます。よろしくお願いします。

まず、障がい児福祉計画の中で施設移行のお話がございましたが、今、府内の福祉型の障がい児入所施設で、今年度当初１８歳を超えた利用者の方が３６人いらっしゃいます。これは大阪府立の一寮と民間施設２施設、計３施設でそれだけの方がいらっしゃいます。　　　もともと平成２４年の法改正のときに、この３０年末にいったん児者の併設のみなし期限がありましたので、一定この３施設も今年度を目標に計画を立てていただいて、われわれもできることはさせていただいていますが移行を進めています。ただ、経過措置が３年間延長になりましたので、その辺も含めてご相談しながら丁寧に移行を進めたいと考えています。

　次に、同じく障がい児福祉計画の目標設定のところで、重心型の放課後等デイサービスのお話がお二人の委員からございました。まず、今、大阪府内では１８の市で既に重心型が設置されております。数で言いますと５３ございます。複数の事業所を設置しているところもあれば、一つだけのところもあります。

これまでに把握している約２４００人の子どもたちが、では、各市町村にどれだけいて、本当に国が言うように一つでいいのかというところは検討する必要がありますので、一定この２４００人をベースに、例えば登録できないという子どもたちがいる市町村もありますので、どうすればみんなが利用できるような数の設定になるのかを検討する趣旨で、今は按分という形でお示しさせていただいています。ここは市町村の皆さんとも丁寧にご議論をさせていただきたいと考えております。

　もう１点です。人材確保という点について、特に看護師さんの確保については、この１８の市にある施設の事業所の方であるとか、加えて入所施設についても看護師さんの確保ということがございまして、その点についてはどこの事業所さんもかなりご苦労をされています。そのような声をお聞きして、果たして何ができるのかできないのかも含めて、そのような声を今お聞きしているところです。可能であれば、計画に落としたときに検討できる材料になるかと考えております。

　あと、児童発達センターの専門性について、これについてはお二人の委員からご指摘のあった部分です。まず、その発達支援センター、国が想定していますのは、放課後デイと、あと保育所等の訪問、加えて障がい児の相談支援、これのどれかをするということで地域の支援を担っていただくという想定をしております。

加えて地活事業（地域活動支援事業）にございます障がい児の養育支援事業、これは基幹支援を中心にやる養育支援事業でございますとか、巡回支援専門員などの事業も含め、地域支援をしていきましょうということが国の想定ですので、すべてやるということではなくて、その中で選択をして、そこの地域にあった地域支援のメニューを取っていただくということが理想かと思っています。

また、その発達支援というときに、これは府民の皆さんもそうなのですが、どうしても「発達障がい」だけなのかということはよくあることなのですが、そこは市町村のホームページなどでも、身体、心、そして知的な課題もという書き方をしていただいています。われわれも丁寧に、市町村の皆さん、そして府民の皆さんにはしっかりと周知をしていきたいと考えております。以上でございます。

○牧里会長

はい。少しお答えだけになるかもしれませんが、一応、議事録は取っていただいていますので、それをまた参考にして検討を進めていただきたいと思いますが、基本的にはどうなのでしょう。国の方針が出なければ事業が難しい面があるかもしれませんが、どんなものが欲しいかとか、地域生活支援拠点がどのようなものかということを、大阪府でも自分たちでこんなふうに考えるということがあってもいいのではないかと思います。

むしろそのように具体的に示していくことは、国の施策の肉づけになるといいますか関係もありますので、全部国の指針を待っていることでなくてもいいのではないかという気もしますが、その際に市町村でそのような具体的な取組のイメージがあるのかということもありましたよね。この辺りは把握されているわけですかね。

市町村の担当者はどのように考えているのかと。何も考えていない、いやいや素晴らしい案を持っている、あるいは独自に自分たちで全国の調査をしてモデルをつくろうとしている、いろいろな関わることをしている。その辺りはどうなのでしょう。協議をすると言っても具体的なイメージがなければ、先ほどからありましたが、何を協議するのだということにもなりかねませんので、もし何かあれば補足説明をお願いしたいと思います。

○事務局

生活基盤推進課でございます。大阪府におきましては、昨年１０月に地域生活支援拠点との整備促進に向けてという報告書を、自立支援協議会の部会の基盤整備促進ワーキンググループの専門家の方に入っていただきまして、大阪府として考えているイメージでありますとか、国に対する提言であるとかを一定まとめさせていただき、市町村に提示させていただいています。この５月に市町村に検討状況をお聞きしましたところ、かなりの市町村で、自分たちの自立支援協議会でご検討を始めていただいているところでございますが、若干の市で何も検討がなされていないというお答えも返ってきておりますので、まずはそこから、大阪府がまとめました報告書に沿った考え方のご説明をしながら、具体的に設置促進を働きかけてまいりたいと考えております。

○牧里会長

今のところだと、市町村のほうではあまりイメージができてないと判断していいわけですね。途中経過なのでしょうが。

○事務局

この報告書を出したことによりまして、イメージは一定持っていただいているのかと思っておりまして、その辺のほうも併せてヒアリングで確認してまいりたいと思っております。

○牧里会長

できればどのようなイメージを持っているのか、それぞれ市町に出してもらえればいいのではないかと思いますが。はい、お願いします。

○委員

去年のワーキングの報告書は、何か小学校区域とか中学校区域をつなげていって、そこでどのようなニーズがあるのか、どのような事業所があるのかを、まず把握していこうということが主な主題になっていたのです。

ただ、今、他市などでも議論していますと、面的整備といってもなかなかどのようなことをすればいいのか、コーディネーターを一人置けばいいのではないか。いやいや、そうではないだろうという話になっていて、やはり具体的な仕組みがまだイメージできてない。コーディネーター機能とか受け皿の充実とか、いろいろな難しいこのようなケースに対応していけるだけの基盤とか、あるいは行政と事業所との連携とか、その辺をどのように具体的に詰めていくのかが課題になっておりますので、これは引き続き、ワーキングでも大阪府でも検討していただければと思います。

○牧里会長

はい。自立支援協議会では耕しが進んできて議会が止まっているということですが、市町村の担当者がどの程度そのことを受け止めているのかということも必要ではないかと思います。

一応、モデルがないときにはモデルに近い事例を全国から集めて、たぶんこのような機能がこのような機能だとか、コーディネーターにこのようなことをやっている人がいるとか、何かそのように具体的に集めてこなければ、なかなかイメージができないのです。できても絵に描いた餅ではないですが、ぽしゃってしまうことも結構ありますし、そのように一緒につくっていくといいますか、ということがとても大事なのではないかと思います。

できればほかの市町村といいますか、大阪府に限らず市町村会の水準でもよろしいですし、そのような全国ネットの組織を通じて、このような事例が近いのだとか、それは直営でやっているのか民営でやっているのか、社会福祉法人さんにお願いしているのか。またいろいろなタイプがあるでしょうし、それでメリット、デメリットもあるでしょうし、そのようなことをやらなければ、たぶん具体化はなかなか市町村はしにくいのではないかと思います。

そのように一緒に調べていくということも勉強の機会になりますし、やはり臨場感がありますから、それだけ一生懸命やってくれる職員養成にもなりますし、ぜひともそのことも含めて検討を続けていただきたいと思います。少し時間がなくなってきましたので、この議論は継続してやっていただくということで今日はこの辺りで納めたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

それでは、残りました最後の３番目の議題です。「障がい者自立支援協議会との機能の整備について」、ご提案をいただきたいと。事務局からご説明をお願いします。

○事務局

事務局でございます。資料３をご覧ください。私ども障がい福祉に関する協議会といたしまして、こちらの障がい者施策推進協議会と自立支援協議会の運営をさせていただいているところでございますが、両協議会にお諮りしている議題、特に計画関係の議題に関しまして重複しているということで、特に自立支援協議会におきまして、本来議論すべき議論ができていないのではないかというご指摘も承っておりました。この際、両協議会の機能整理を行いたいという趣旨で議題に挙げさせていただいたところです。

　まず、両協議会の性質の違いということでございますが、推進協議会に関しましては、「障害者基本法」に基づく協議会でございます。障がい者に関しました施策の総合的かつ計画的な推進につきまして調査、審議、そして実施状況の監視等を行うことが役割とされております。また、障がい者計画、障がい福祉計画を定め、変更する際には推進協議会の意見を聞かなければならないとされております。

　一方、自立支援協議会につきましては、「障害者総合支援法」に基づく協議会でございまして、地域における障がい者等への支援体制に関する課題についての情報共有、関係機関の連携の構築、府域全体の支援体制の整備に向けた指導的役割を担う協議の場とされております。また、障がい福祉計画に関しまして自立支援協議会の意見を聞くという義務が規定されているところでございます。

　このような法での整理も踏まえまして、障がい者計画でありますとか、障がい福祉計画の策定、進捗管理等、行政計画に関する事項につきましては、主に推進協議会において協議することとしていただきまして、自立支援協議会におきましては基盤の整備でありますとか、人材育成、ネットワークの構築支援を通じた地域における障がい者支援のバックアップを主に協議していただく場にしたいと考えております。

　この役割分担によりまして、自立支援協議会に付属しておりました部会が１０個ほどございますが、この１０個の部会につきましても事業内容について振り分けを行うことといたしまして、市町村でありますとか地域支援に関わりの深い、すみません、資料は３の裏面になります。点字版では４ページの中ほどです。６番から１１番までの部会を自立支援協議会に引き続き置くことといたしまして、大阪府としての取組が主体となっております２番から５番の部会につきましては、推進協議会のほうに付属させることとしたいと考えております。

本役割の整理に関しましてご了承いただきました上で、資料４でございますが、要綱を改正させていただきたいと考えております。点字版は２ページからになります。部会の部分についての改正ということでございます。まず、計画見直し検討部会につきましては、昨年度意見具申（案）をまとめていただいたということで、いったん閉じさせていただく。手話の部会に関しましては、名称を「手話言語条例評価部会」に改めますととともに、審議内容についても修正させていただいております。

　あと、アート、スポーツ、社会福祉施設整備補助金、そして、補助犬の各部会を推進協議会のほうに設置するという改正となっております。なお、各部会の委員でありますとか部会長につきましては、参考資料３の推進協議会の条例第６条第２項、第３項に基づき、会長にご指名をいただいておりますその方々の名簿を参考資料４として、皆様のお手元にお配りさせていただいております。以上でございます。

○牧里会長

はい。それでは皆さんからご質問、ご意見をいただきたいと思います。あまり時間がありませんが、あと６分ぐらいしかありませんが、特にないですか。特になければ事務局の提案どおり、推進協議会のほうに部会を移すことをお認めいただいて、当面、今日お示しいたしました５部会をお認めいただくという。メンバー、部会長については二重丸を付けさせていただいておりますが、この委員の方々にお願いするということでよろしいでしょうか。

○委員各位

異議なし。

○牧里会長

はい。意義がなければお認めいただいたということにさせていいただきます。どうもありがとうございました。一応、予定いたしました議題は以上で終わったと思いますが、事務局から、皆さんにお伝えすることなどありますでしょうか。

○事務局

では、牧里会長、どうもありがとうございました。それでは、以上をもちまして「第４１回　大阪府障がい者施策推進協議会」を閉会させていただきます。本日は長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

（終了）